

総社市吉備路もてなしの館指定管理者募集要項

総社市宿4 1 8番地の総社市吉備路もてなしの館の現在の指定管理者の指定期間が令和9年3月31日に満了するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項及び総社市吉備路もてなしの館条例(平成17年総社市条例第190号。以下「条例」という。)第3条の規定により、令和9年4月1日から総社市吉備路もてなしの館の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

1. 管理運営対象施設の概要

(1) 目的

総社市吉備路もてなしの館は、吉備路を訪れる皆様に、吉備路と総社市周辺をPRすることで、吉備路のすばらしさを知ってもらうとともに、人々が憩い、交流することを目的としています。

(2) 名称

総社市吉備路もてなしの館(以下「もてなしの館」という。)

(3) 所在地

総社市宿4 1 8番地

(4) 施設の概要

- ① 開館年月日 平成16年3月21日
- ② 土地面積 1, 852. 76㎡
- ③ 施設規模 木造瓦葺平屋建
- ④ 施設面積 延べ床面積 261. 16㎡
- ⑤ 施設内容
 - ・軽食コーナー 32席
 - ・ギャラリーコーナー 1区画
 - ・特産品コーナー 1区画
 - ・事務所 1箇所
 - ・倉庫 1棟
 - ・ソフトクリーム売り場 1箇所

2. 指定管理期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

3. 指定管理者が行う業務

- (1) もてなしの館の使用の許可に関する業務

(2) もてなしの館の維持管理に関する業務

(3) 次に掲げる事業に関し必要となる業務

ア 観光客への観光案内

イ 写真展，絵画展などを開催し，訪れる人の交流

ウ 特産品の開発，販売を通じての地域活性化

エ 吉備路の情報収集及び発信

(4) 前3号に掲げるもののほか，もてなしの館の管理運営に関する業務のうち，市長のみの権限に属する事務を除き，市長が必要と認める業務

業務の遂行に当たっては，事業計画に基づき，住民の平等な利用を確保するとともにサービスの向上を図るものとし，施設の効用を最大限発揮できるよう努力するものとします。

また，施設東側にある吉備路風土記の丘県営南駐車場の出入り口について，午前8時30分に開錠し，午後6時に施錠してください。

4. 管理の基準

(1) 開館時間

午前9時から午後5時まで。

(2) 休館日

毎週火曜日。その日が国民の祝日の場合は翌日以降の平日。

(3) 関係法令等の遵守

指定管理者は，法，条例，総社市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年総社市条例第218号），総社市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年総社市規則第166号）及びその他関係法令等を遵守するものとします。

5. 指定管理料等

(1) 指定管理料

指定管理者は，利用料金をもって指定管理業務経費に充てるものとし，市は指定管理者に指定管理料を支払いません。また，もてなしの館に純利益が生じた場合，その10%以上を総社市に収めていただきます。純損失が生じた場合は指定管理者が負担することとなります。

(2) 費用の負担区分

建物及び付属設備に破損を生じた場合，市に報告し協議したうえで，原則として指定管理者の負担において修繕するものとします。備品の購入や修繕に関しても同様とします。

(3) 施設南側駐車場

当該施設の南側に隣接する駐車場につきましては、民地であり、これまでの指定管理者が、管理運営の工夫の一環として地権者の方と独自に賃貸借契約を結び、利用しています。つきましては、次期指定管理期間においても引き続き当該駐車場の利用を希望される場合は、指定管理者の判断と責任において、地権者の方と直接調整・契約を行ってください。

(4) リスク分担

災害等の予期せぬ事態が発生した場合の費用負担については、「指定管理リスク分担一覧表」に記載しています。

6. 経理に関する事項

もてなしの館の管理運営に当たっては、法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用します。

利用料金制度とは、利用者が支払う利用料金や自らが企画・実施する各事業の収入等を直接自らの収入とすることができる制度です。したがって、その管理運営に係る収支について、一定の責任を負うこととなりますので、施設の利用を促進し、収入の確保を図る努力が求められます。

7. 応募に関する事項

(1) 応募資格

- ① 団体であること。(法人格の有無は問わない)
- ② 施設の管理運営に必要な許認可を取得していること。
- ③ 岡山県内に営業所等を置くものであること。

(2) 欠格事項等

次に該当する団体は、応募者になることはできません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する団体又はこれに準ずる団体
- ② 国税、都道府県税及び市税(以下「国税等」という。)について、納期限が到来しているにもかかわらず未納がある団体。ただし、法令に基づく納税猶予等が認められている場合を除く。
- ③ 団体の代表者について、国税等に未納がある場合。ただし、法令に基づく徴収猶予又は分納が認められている場合を除く。
- ④ 電子交換所(旧手形交換所を含む。)による取引停止処分を受けている団体又は支払停止若しくは支払不能の状態にある団体
- ⑤ 主要な財産について差押え、仮差押え又は仮処分を受けており、当該処分により本業務の履行に重大な支障が生じるおそれがある団体
- ⑥ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立て、民事再生法(平成11

年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立て,又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立てがなされている団体(ただし,民事再生手続又は会社更生手続の開始決定を受け,再生計画又は更生計画の認可決定が確定した団体を除く。)

- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団,同条第6号に規定する暴力団員,又はこれらの者が役員等となっている団体若しくは実質的に経営に関与している団体
- ⑧ 総社市暴力団排除条例(平成23年条例第15号)第2条第1号から第3号に規定する暴力団,暴力団員又は暴力団員等に該当する団体

8. 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和8年8月18日(火)から令和8年9月25日(金)まで
(窓口配布は土曜日,日曜日及び祝日を除く。)

(2) 配布方法

直接窓口に来庁するか,市ホームページからダウンロード

(3) 配布資料

- ① 総社市吉備路もてなしの館指定管理者募集要項
- ② 指定管理者指定申請書
- ③ 総社市吉備路もてなしの館指定管理者事業計画書
- ④ 総社市吉備路もてなしの館収支計算書
- ⑤ 法人等概要書
- ⑥ 誓約書
- ⑦ 申立書
- ⑧ 指定管理リスク分担一覧表

9. 応募者説明会

応募に関する事項,指定管理業務等について,担当課による説明会を次のとおり開催しますので,応募を予定している団体は必ず参加してください。なお,参加される団体は,令和8年9月18日(金)までに観光プロジェクト課へ御連絡ください。

(1) 日時

令和8年9月28日(月) 午後2時から

(2) 場所

総社市役所本庁舎 6階 会議室605

10. 質問事項等

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 提出方法

質問書(様式不問)を観光プロジェクト課へ電子メール又は文書持参により提出してください。

(2) 提出期限

令和8年10月5日(月)

(3) 回答方法

説明会参加団体に、電子メール又は文書の送付により回答します。

11. 応募の方法

(1) 応募方法

総社市産業部観光プロジェクト課(総社市役所本庁舎5階)へ御持参ください。
(収受の確実性を確保するため、郵送等での応募は認めません。事前に電話連絡の上、応募書類等を御持参ください。)

(2) 応募期間

令和8年8月18日(火)から令和8年10月15日(木)午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

12. 応募書類等

(1) 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 総社市吉備路もてなしの館指定管理者事業計画書
- ③ 総社市吉備路もてなしの館収支計算書
- ④ 定款、寄附行為、又は規約その他これらに類する書類
- ⑤ 登記簿謄本(法人の場合に限る。)
- ⑥ 印鑑証明書(申請書提出日において、発行から3か月以内のもの。)
- ⑦ 法人等概要書
- ⑧ 誓約書
- ⑨ 納税(完納)証明書
 - ・国税等に未納又は滞納のないことの証明(団体、代表者)
- ⑩ 経営状況を説明する書類
 - ・前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)
 - ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ)
- ⑪ その他の書類
 - ・提出をすることができない書類がある場合は、理由を記載した申立書

(2) 提出部数

原本1部、副本5部（コピー可）の合計6部

(3) 注意事項

- ・登記簿謄本及び納税証明書は令和8年4月1日以降に発行されたものに限る。
- ・共同企業体での応募の場合（1）④から⑩までの書類については、その構成員である団体のものを含みます。
- ・提出書類に不備がある場合は受理しません。
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

13. 選考の方法

選定委員会において、提出書類の審査及び面接（プレゼンテーションを含む。）により選考します。応募者の中から第1位と第2位を決定し、第1位を優先交渉者とします。3位以下については順位をつけません。

14. 選定結果のお知らせ

応募団体に対して、選定結果に選定理由を付して文書で通知します。
また、ホームページに優先交渉者を掲載します。

15. 協定の締結

優先交渉者と管理運営の詳細について協議を行い合意に至った場合、仮協定を締結します。優先交渉者と合意に至らなかった場合、第2位の候補者と協議します。
仮協定後、総社市議会において指定管理者の指定の議決を経て本協定を締結します。

16. その他注意事項

(1) 共同企業体による応募

共同企業体を結成して応募を行う場合は、応募に関する事務を全て当該企業体の代表者を通じて行ってください。また、総社市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同企業体全ての構成員に対して行ったものとみなします。

(2) 重複応募等の禁止

ひとつの団体が複数の共同企業体に加わることはできません。また、ひとつの団体が複数の応募をすることはできません。

(3) 応募に関する費用負担

応募に関する費用は全て応募者の負担とします。

(4) 応募書類の著作権について

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、総社市は選定結果の公表等に必要な場合は、応募書類の内容を使用できるものとします。

また、総社市情報公開条例に基づき、応募書類の内容について開示請求があった場合は、応募者と協議の上、応募者の競争上の地位を侵さない範囲で公開するもの

とします。

(5) 応募書類の取扱い

総社市が受理した応募書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

(6) 応募書類の変更

一旦総社市が受理した応募書類については、明らかな間違いを除き、内容の変更は認めません。

17. 問合せ先

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号

総社市 産業部 観光プロジェクト課

電話：0866-92-8277

Fax：0866-92-8386

E-mail：kankou@city.soja.okayama.jp